

10月から

## 「児童手当」の制度が変わります！

「こども未来戦略方針」で掲げる子育て世帯に係る経済的支援の拡充として10月分から児童手当の制度が変わります。改正点は次のとおりです。

主な改正点	改正前	改正後
支給対象となる児童の年齢	15歳年度末まで	18歳年度末まで
所得制限	あり	なし
第3子以降手当月額	15,000円	30,000円
手当支払月	2月、6月、10月(年3回)	2月、4月、6月、8月、10月、12月(年6回)

※制度改正に伴い、手続きが必要な方には8月中旬以降に案内文書を送付しますので、9月30日(月)までに手続きをお願いします。児童手当制度改正に関する詳細はホームページをご覧ください。

問合せ先 子ども家庭課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 3 0

ホームページ→



## 児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に現況届(所得状況届)を提出する必要があります。現況届は受給者と児童の生活状況等を審査し、引き続いて手当を受けられるかどうかを決定するものです。現況届を提出しないと手当を受けられなくなりますので、必ず提出してください。

提出期間	児童扶養手当現況届	特別児童扶養手当所得状況届
	8月1日(木)～30日(金)	8月9日(金)～9月11日(水)

《注意》2年間、現況届の提出がないと受給資格がなくなります。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※いずれも土・日曜日、祝日を除く。

※詳しくは、個人宛通知をご確認ください。

提出・問合せ先 児童扶養手当現況届 子ども家庭課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 3 0

特別児童扶養手当所得状況届 福祉課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 6

## さわやか歯科検診



日本人の80%が歯周病にかかっているといわれています。自覚症状に乏しく、気づいたときは進行していることが多いのが特徴です。また、糖尿病など生活習慣病と深い関係がある重大な病でもあります。定期的な歯科検診と適切な口腔ケアで歯の健康を保ちましょう。

対象者 40歳、50歳、60歳、70歳  
(令和6年3月31日現在の年齢)  
※個別で通知します

期間 8月1日(木)～11月30日(土)

自己負担額 無料

問合せ先 健康推進課 TEL 3 6 5 ・ 1 3 9 9

## ひとり親全力サポート

### 「出張ハローワーク」臨時窓口

求職中の方、今の仕事より条件のよい仕事を探している方など、ひとり親のみなさまのお悩みをご相談ください。

忙しくてなかなかハローワークまで行けない方、児童扶養手当の現況届提出の際に、お立ち寄りください。

日時 8月23日(金)  
午後1時～3時

会場 役場2階 203会議室

問合せ先 子ども家庭課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 3 0

## 子ども医療費

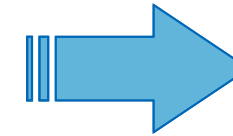
## 現物給付対象年齢を拡大します!!

子ども医療費助成の現物給付対象年齢を、これまでの15歳年度末(中学生)までから18歳年度末(高校生)までに拡大します。

これにより、子ども医療費の全ての対象者は、医療機関での窓口負担が無料になります。

### 8月受診分まで

中学生まで現物給付  
高校生は償還給付



### 9月受診分から

高校生まで現物給付

※現物給付の対象は、三重県内の医療機関を受診した場合に限ります。県外の医療機関を受診した場合は、保険点数の明記された領収書と子ども医療費受給資格証を持参し、子ども家庭課で償還給付の申請をしてください。

問合せ先 子ども家庭課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 3 0

## 8月は受給資格証の更新月です

障害者医療費

65歳以上  
障害者医療費

一人親家庭等医療費

子ども医療費

受給資格の対象者に該当し、受給資格証を受け取っていない方は、手続きが必要です。

### ■福祉医療費助成制度とは

障害者、子どもや一人親家庭の方などが通院や入院して支払った医療費(健康保険対象の医療費に限る)を助成する制度です。

### ■対象の医療費は

健康保険適用となった医療費の自己負担額を助成します(高額療養費、各健康保険の附加給付、他の法令の規定による公費負担の給付を控除した額を助成)。高額療養費の算定にあたっては、別途書類の提出をお願いする場合があります。

### 《注意》

学校等でのケガは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付が優先となります。

医療機関で受給資格証を提示しないようにお願いします。詳しくは、送付された通知をご覧ください、お問い合わせください。

区分	対象者	受給資格証の更新手続き
障害者医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1～4級をお持ちの方</li> <li>療育手帳最重度～中度(A1～B1)をお持ちの方</li> <li>精神障害者手帳1級をお持ちの方(通院のみ)</li> </ul>	自動更新 8月下旬に新しい受給資格証を送付します。
65歳以上障害者医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記障害者医療費の対象の方で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方</li> </ul>	
子ども医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳年度末までの子ども</li> </ul>	8月中に更新手続きが必要 詳しくは、個人宛通知をご覧ください。
一人親家庭等医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>父または母のいない子ども及びその親</li> <li>※子どもが20歳に達する月末まで。学生の場合は、申請により年度末まで</li> </ul>	

問合せ先 障害者・65歳以上障害者医療費 福祉課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 1 6

子ども・一人親家庭等医療費 子ども家庭課 TEL 3 6 6 ・ 7 1 3 0